

3 陳情第 23 号

3 陳情 第 23 号	落下物事故の恐れがある羽田新飛行ルートの見直しを国土交通省に要望することを求める陳情
付託委員会	環境建設委員会
受理及び付託 年 月 日	令和3年6月4日受理、令和3年6月11日付託
陳情者	新宿区若松町————— ————— 外90名

( 要 旨 )

米国コロラド州デンバー国際空港近郊で起きたエンジン部品などの落下事故を受けて羽田新飛行ルートの見直しを国土交通省へ要望してください。

( 理 由 )

2021年2月21日、ボーイング777型機がデンバー国際空港を離陸直後、右側エンジン損傷によりエンジン部品などが住宅地に落下した事故は「クリティカル・イレブン・ミニッツ (魔の11分、離陸後3分、着陸前の8分)」の間に起きたものです。

航空事故が最も起きやすい時間帯に人口密集地の上空を飛行すれば、落下物事故による被害は甚大なものとなります。

航空事故は国を問わず起きています。国土交通省は事故機と同系列のエンジンを搭載した機体の運航停止を指示したと言っていますが、事故はこのエンジンだけに起こるものではありません。

フランスのシャルル・ド・ゴール空港は拡張工事を止めました。コロナ禍による減便と長期的に環境保護を考えてのことだそうです。まさに英断だと思います。

新宿区は区民が落下物、騒音に悩まされながらの生活を強いられていることを黙ってみているだけなのでしょうか。

どうかこの無理のある羽田新飛行ルートの見直しを国土交通省へ要望してください。